

協議離婚制度の案内

1. 協議離婚とは

- 夫婦が自由な協議に基づく合意により婚姻関係を解消させる制度で、まず、管轄の裁判所の協議離婚の意思確認を受けた上、離婚届にその確認書の謄本を添付して最寄の市区町村の長に届出ることによって離婚の効力が発生します。

2. 協議離婚手続

ア. 協議離婚の意思確認の申請

1) 申請の際に提出しなければならない書類

a 協議離婚の意思確認の申請書 1通

- 夫婦が共同で作成し、申請書の書式は裁判所の申請書受付窓口又は大法院の電子民願センターホーム・ページ

(<http://help.scourt.go.kr>)にあります。

- 期日の告知は電話等でなされることもありますのでその為には申請書に連絡先の電話番号を正確に記載しなければなりません。また、連絡先の変更があった時は遅滞なく裁判所に知らせなければなりません。

b 夫の家族関係の証明書と婚姻関係証明書 各1通

妻の家族関係証明書と婚姻関係証明書 各1通

- 市区町村の役所で発給

c 離婚届 3通

- 届書の書式は市区町村の役所及び裁判所の申請書受付窓口にあります。

- 届書はその裏面に記載された作成方法に従って夫婦が共同で作成し、
“⑤親権者の指定”欄には離婚の意思確認の申請時には記載せずに、
裁判所の協議離婚の意思確認を受けた後で、未成年の子供に対し定められた親権者を記載します。

d 住民登録謄本 1通

- 住所管轄の裁判所において協議離婚の意思確認の申請時にのみ添付します。

- e 未成年者の子供(妊娠中の子供を含む。但し、離婚に関する案内をもらった日から三ヶ月以内に又は裁判所が別に定めた期間内に成年に達する子供は除く。)がいる夫婦は離婚に関する案内をもらった上、その子供の養育と親権者の決定に関する協議書1通と写し2通又は家庭裁判所の審判正本及び確定証明書3通を提出しなければなりません。但し、夫婦が共に出頭して申請をし、離婚に関する案内をもらった場合には協議書は確認期日の一ヶ月前までに提出すればよく、審判正本及び確定証明書は確認期日までに提出すればよいのです。子供の養育と親権者決定に関する協議が円滑に行われない場合には速やかに家庭裁判所に審判を申し立てて審判正本及び確定証明書を提出しなければなりません。協議書と審判正本の提出が遅れたり、あるいは提出しない場合、協議離婚の確認が受けられなくなることがあり、又、受け取りが遅くなることがあります。

f 夫婦のうち、一方が外国に滞在していたり又は刑務所に収監されている場合

- 在外国民登録謄本1通(在外公館及び外交通商部が発給)又は収容証明書(刑務所又は拘置所が発給) 1通を添付します。

2) 申請書を提出する裁判所

- 離婚当事者の登録基準地又は住所を管轄する裁判所へ夫婦が共に出頭して申請書を提出しなければなりません。
- 夫婦のうち、一方が外国に滞在したり刑務所（拘置所）に収監中である場合にのみ他の一方が一人で出頭して申請書を提出し案内を受けることができます。なお、未成年者の子供がいる場合、その子供の養育と親権者決定に関する協議書 1通と写し2通又は家庭裁判所の審判正本及び確定証明書 3通を申請書の提出時に添付しなければなりません。

3) 離婚に関する案内

- 裁判所からの離婚に関する案内は必ずもらわなければなりませんし、相談委員の相談を受けるよう勧められることがあります。特に未成年者の子供の養育と親権者の決定に関しては相談委員の相談を受けた上、協議書を作成することをお勧めします。

4) 離婚熟慮期間の短縮又は免除

- 案内をもらった日から未成年者の子供(妊娠中の者を含む)がいる場合には三ヶ月、成年に達する前一ヶ月から三ヶ月以内の未成年者の子供がいる場合には成年になった日、成年に達する前一ヶ月以内の未成年者の子供がいる場合及びその他の場合には一ヶ月が経過した後に離婚の意思確認を受けることになります。但し、家庭暴力など緊急な事情があり、上記の期間の短縮又は免除が必要な事由がある場合、これを疎明して事由書を提出することができます。この場合、特に相談委員と相談して、事由書を提出することができます。

- 事由書の提出後 7 日以内に確認期日の再指定の連絡がなければ最初に指定した確認期日が維持され、これに対して異議を申し立てられません。

5) 協議離婚の意思の確認

- 必ず夫婦が一緒に来て本人の身分証明書(住民登録証,運転免許証,公務員証及びパスポートのうち、一つ)と印鑑を持って通知を受けた確認期日に裁判所に出頭しなければなりません。
- 最初の確認期日に出頭しなかった時はその次の確認期日に出頭すれば良いが確認期日に 2 回とも出頭しなかった場合には確認の申請を取消したものと見做し、協議離婚の意思確認の申請を再度しなければなりません。
- 夫婦の離婚意思と未成年者の子供がいる場合にはその子供の養育と親権者の決定に関する協議書又は家庭裁判所の審判正本及び確定証明書が確認されたら裁判所から夫婦に確認書謄本1通及び協議書謄本又は家庭裁判所の審判正本及び確定証明書 1通ずつが交付されます。
- 確認期日まで話がまとまらず、家庭裁判所に審判を申し立てた場合には確認期日に出頭してその事由を疎明した時に確認期日を指定してもらい、家庭裁判所の審判があつて確定されたら審判正本及び確定証明書を提出することになります。審判の申し立てが却下されたり又は取り下げた時には指定された確認期日まで協議書を提出しなければ協議離婚の確認はもらえません。
- 子供の福祉のために裁判所は子供の養育と親権者の決定に関する話し合いの結果に対して補正を命じることができ、補正に応じなければ協議離婚の確認を受けることができません。

- 協議離婚の確認を受けることが出来ない場合には家庭裁判所に別途、裁判離婚の申し立てをすることができ、又、協議離婚の確認を申請しながら裁判上の親権者の指定などを請求することができます。

イ. 協議離婚届

- 離婚意思確認書の謄本は交付を受けた日から三ヶ月が過ぎたらその効力が失われるので、届けの意思があるのであれば上記の期間内に当事者の一方又は双方が市区町村の役所に確認書の謄本が添付された離婚届を提出しなければなりません。
- 離婚届がないと離婚が成立せず、上記の期間を過ぎた場合には再び裁判所の離婚の意思確認を受けなければ離婚届はできません。
- 未成年者の子供がいる場合、離婚届の際、協議書謄本又は審判正本及びその確定証明書を添付して親権者指定の届出をしなければなりません。妊娠中の子供に対しては離婚届の際ではなくその子供の出生届の際に協議書謄本又は審判正本及びその確定証明書を添付して親権者指定の届出をしなければなりません。
- 確認書謄本を紛失した場合:再び裁判所に協議離婚の意思確認の申請をするか又はその謄本を交付した日から三ヶ月以内なら離婚の意思確認の申請をした裁判所において確認書謄本の交付を再度受けて離婚届を作成して離婚届をすることができます。三ヶ月が過ぎた場合にはまた、協議意思確認の申請をしなければなりません。
- 協議書原本は裁判所で1年間保存しますので離婚の意思確認の際、裁判所から交付された協議書謄本は離婚届の前にその副本を別に保管するようにしてください。

ウ. 協議離婚の撤回

- 離婚の意思確認を受けた後でも離婚する意思がない場合には離婚届をしないか、又は離婚の意思の撤回を表示しようとする人の登録基準地、住所又は現在地の市区町村長に離婚の意思撤回書を提出すれば済みます。
- － 離婚届が離婚意思の撤回書より先に受理されると撤回書が提出されても離婚の効力が発生します。

3. 協議離婚の効果

- 家庭裁判所の離婚意思の確認を受けて届出ることによって婚姻関係は解消されます。
- 離婚後においても子供に対する親の権利と義務は協議離婚と関係なく、そのまま維持されますが未成年者の子供(妊娠中の者を含む)がいる場合にはその子供の養育と親権者決定に関する協議書又は家庭裁判所の審判に従います。
- 離婚する夫と異なった登録基準地を使用することを希望する妻は離婚届の際、別途の登録基準地の変更の届出を一緒にしなければなりません。